

令和3年10月11日

福岡コロナ警報の解除と今後の対応について

I 福岡コロナ警報の解除

本県が緊急事態措置を実施すべき区域から9月30日をもって解除されて以降、感染の再拡大を防ぐため、県民及び事業者の皆様に対し、感染防止対策の徹底や飲食店における営業時間短縮などの県独自の協力要請を行ってまいりました。

皆様の御協力により、本県の感染状況や病床の使用状況等は、緊急事態措置が解除された時点と比べて一段と改善しました。

新規陽性者数については、前週の同一曜日を下回る傾向が続いており、直近1週間の人口10万人当たりの数は、9月30日時点と比べて3分の1以下に減少しています(8.8人→2.8人)。地域別に見ても、県内すべての地域で5人以下となっています。また、病床使用率についても改善傾向が継続しています。

現在の感染状況や医療への負荷の状況について、福岡コロナ警報の3つの指標で見ると、10月10日時点では、

- ①新規陽性者数の7日移動平均は20.7人と解除基準(35人未満)を下回っている
 - ②病床使用率は8.0%と解除基準(20%未満)を下回っている
 - ③重症病床使用率は8.8%と解除基準(15%未満)を下回っている
- 状況です。

また、国の分科会が示すステージ判断指標を見ても、感染経路不明割合を除いてすべての指標がステージⅡ相当以下に改善しています。

このような状況を受け、現在発動中の福岡コロナ警報については、専門家の意見や市町村との協議を踏まえた上で総合的に判断し、10月14日をもって解除します。

II 今後の対応

福岡コロナ警報の解除に伴い、現在、飲食店の皆様をお願いしている営業時間短縮などの要請については、10月14日をもって解除します。

県民及び事業者の皆様には、これまでの厳しい措置に御理解と御協力をいただき、あらためて感謝申し上げます。

現在、感染は収束に向かっていますが、今後、再拡大しないよう、県では、次のような取組に力を入れてまいります。

まず、市町村と連携してワクチンの接種をさらに進めます。特に若い世代の接種を促進するため、CMやSNS、特設サイト「ワクナビ福岡」などを活用した啓発に力を入れてまいります。

次に、飲食店を安心して利用できるよう、また、経済活動の活性化を図るため、感染防止対策に必要な基準を遵守する「感染防止認証店」の拡大を図るとともに、広く周知しその利用を促してまいります。

また、感染の再拡大に備え、医療提供体制の維持・強化を図ることも重要です。このため、新型コロナウイルス陽性患者を受け入れる病床や宿泊療養施設の追加確保、自宅療養者への支援の充実、酸素投与ステーションの増設、中和抗体薬の投与体制の整備などに引き続き取り組んでまいります。加えて、国の新たな通知に基づき、医療関係者の皆様や市町村と協議を重ねながら、現在の病床確保計画等を見直し、保健・医療提供体制確保計画として充実させることとしています。

県民及び事業者の皆様には、再度、外出の自粛や営業時間の短縮といった厳しい措置をお願いすることにならないよう、社会全体で感染の再拡大防止を図っていくため、10月15日以降、次のとおり御協力をお願いします。

Ⅲ 県民・事業者等に対する要請

県民及び事業者の皆様には、次のとおり協力を要請します。

Ⅰ 県民への要請

(1) 外出等

- ① 外出にあたっては、自ら基本的な感染防止対策（三つの密の回避、マスクの着用、手指衛生等）を徹底したうえで、目的地の感染状況、利用する施設の感染防止対策をよく確認して行動すること。
特に発熱等の症状がある場合は、外出や移動を避けること。
- ② 帰省や旅行など、県境をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底すること。

(2) 飲食

- ① 感染防止認証店[※]など、感染防止対策が徹底されたお店を選ぶこと。
※ 感染防止認証店とは、感染防止対策の認証基準40項目全てを満たし、県が確認・認証した飲食店
- ② 人数にかかわらず感染対策が十分でない場合は、感染リスクが高くなる。
特に大人数での会食は、大声になり飛沫が飛びやすくなることから、別添Ⅰ「感染リスクを避ける飲食店等の利用について」を遵守し、感染対策が十分でない場合は、会食を控えること。
- ③ 長時間の会食は、気分の高揚、注意力の低下により大声になりやすいため、控えること。
- ④ 会話の際は、マスクを着用し、大声を出さないこと。（個人宅等での会食を伴う集まりも含む）
- ⑤ 屋外の飲食であっても、人との距離の確保、会話の際のマスク着用などの感染防止対策を徹底し、大声での会話など感染リスクが高くなる行動は避けること。

(3) カラオケ設備の利用

- ① 歌唱の際はマスクを着用し、人との距離を2m以上確保すること。
- ② マイク等は、利用する者が変わる都度消毒を行うこと。

③ 座席の間隔を1m以上確保し、正面の着座は避けること。

(4) 基本的な事項

- ① 三つの密の回避、マスクの着用、手指衛生（手洗いなど）等の基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ② 電車・バス・タクシー等の公共交通機関を利用する際は、常にマスクを着用し、大声での会話を控えること。
- ③ ワクチン接種後も、マスクを着用するなど、引き続き、感染防止対策を行うこと。

2 飲食店への要請

(1) 感染防止対策の徹底

- ・別添1「感染リスクを避ける飲食店等の利用について」を遵守すること。
- ・感染防止対策に取り組んでいることを客観的に示すことができる「感染防止認証マーク」の取得申請に努めること。

(2) カラオケ設備の利用店

- ① マイクやリモコン等は、利用する者が変わる都度、必要に応じて消毒を行うこと。カラオケボックス等においては、各部屋に消毒設備を設置すること。
- ② 飲食を主として業としている店舗（スナック、カラオケ喫茶等）においては、不特定多数の者が一同に会してカラオケ設備を利用することから、特に換気や人との距離の確保を徹底すること。

3 催物（イベント・集会等）の取扱い

(1) 催物（イベント・集会等）の開催制限（特措法第24条第9項）

期間：令和3年10月1日（金曜日）0時から10月30日（土曜日）24時まで

① 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合

参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物及び参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物で、大声での歓声、声援等がなく、飲食を伴わないことを前提とする場合。

- ・収容率の上限 100%以内
- ・人数の上限 5,000人又は収容定員50%以内(≦10,000人)
のいずれか大きい方

※ 収容率の上限と人数の上限でどちらか小さい方。

② 大声での歓声、声援等が想定される場合等

参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物及び参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物で、大声での歓声、声援等が想定される場合等。

- ・収容率の上限 50%以内
- ・人数の上限 5,000人又は収容定員50%以内(≦10,000人)
のいずれか大きい方

※ 収容率の上限と人数の上限でどちらか小さい方。

(2) その他の要請

- ① 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等を開催する場合は、人と人との間隔(1m)を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。

参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物。

- ② 催物等の開催については、「新しい生活様式」や業種別ガイドラインを遵守すること。
- ③ 主催者は、催物前後に「三つの密」となるような混雑を回避するための方策を徹底すること。

※ 詳細は別添2「催物の開催制限等について」のとおり。

4 事業者等への要請

(1) 職場への出勤等

- ① 在宅勤務(テレワーク)の活用、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を行うこと。
- ② 職場においては、業種別ガイドラインに従った感染防止のための取組み[※]を行い、「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を回避すること。

特に、「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等)に注意するよう周知すること。感染防止対策の徹底のため、ビル管理者等はCO₂センサー等により換気の状態を確認すること。

※基本的な感染防止対策の徹底(手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保)、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査の推奨、発熱等の症状がみられる職員の出勤自粛、出張による職員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用、昼休みの時差取得・職員寮等の集団生活の場での対策

- ③ 自社の従業員に対し、職場の内外を問わず感染防止対策の徹底を呼びかけること。感染対策が徹底されていない飲食店の利用を控えるよう求めること。

(2) 高齢者施設等に対する要請

高齢者施設等における基本的な感染防止対策を再確認するとともに、以下の取組を積極的に進めること。

- ① 県等が実施している高齢者施設職員等を対象としたPCR検査事業を活用し、職員の受検を促すこと。
- ② 管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに努めること。
- ③ 職員に発熱等の症状が認められる場合は、当該職員が出勤しないよう徹底すること。
- ④ 通所介護事業所等の利用者に対する健康状態の確認や、マスク着用、手指消毒などの感染防止対策の徹底を図ること。

- ⑤ 施設で陽性者が出た場合に備え、国や県が作成した動画等を活用し、職員に対する研修を行うこと。
- ⑥ 陽性者が出た場合には、施設のゾーニングや介助時の留意点等に関して感染症専門医等からの指導・助言を受け、適切に対処すること。

5 学校等の取扱い

学校教育活動は、三つの密の回避やマスクの着用等の基本的な感染防止対策を徹底した上で実施し、児童・生徒・学生等への注意喚起を徹底するよう要請する。

特に、部活動、課外授業等においては、学校の管理職員及び職員に対し、感染防止対策の徹底を図るよう要請する。

6 県主催イベントの対応について

上記3と同様の取扱いとする。

なお、上記の対応状況は、県のホームページに随時掲載する。